

国際セミナー「米国におけるアスベストリスクと法的対処の経験」

ライフリスク研究センターは、12月5日に、扶桑館で「米国におけるアスベストリスクと法的対処の経験」をテーマに国際セミナーを開催した。セミ



ナーの講師として、米国ミシガン州で初めてアスベスト被害者の訴訟を行ったマイケル・サーリング弁護士と、アスベスト被害者の訴訟で豊富な経験を持つフィリップ・グッドマン弁護士を迎え、米国のアスベスト訴訟の歴史と行政政策との関連、そして法的対処方法について報告を頂いた。また、日本のアスベスト問題の現状と処理に関する先端的動向について、アスベスト処理推進協議会理事長の小暮幸雄氏から報告を頂いた。

報告の中で、米国ではアスベスト被害訴訟の対象がアスベスト製造会社に向けられてきており、長年の訴訟の結果、アスベスト製造会社が300億ドルの被害者救済信託基金を設立し、現在では、アスベストによる中皮腫疾患等が認められた場合には、事務手続きのみで比較的容易に賠償金を受け取ることが可能となっていることが紹介された。また、小暮氏からは、アスベスト処理に関する技術開発成果を広く社会に普及させるために、企業組織ではなく協議会組織によって、アスベスト処理の推進を図っていることが述べられた。

フロアからも、行政法、知財権の立場などから活発な質疑が行われ、有意義な議論が行われた。また、同志社大学でアスベストリスクに関するセミナ

ーが開催されたことに対して、参加者からは高い評価の声が数多く聞かれた。

(ライフリスク研究センター)